

下松市工事費内訳書取扱要領の制定について（お知らせ）

令和6年12月18日
技術監理課長

平成27年4月以降、下松市が発注する建設工事の入札において入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の適正な積算を促進するため、工事費内訳書の提出を求めているところですが、様式や入札の無効等をより明確化するため「下松市工事費内訳書取扱要領」を定めましたのでお知らせします。

様式については「下松市工事費内訳書取扱要領」にありますので、ご確認ください。

記

1. 対象工事

下松市が発注する工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付するものについて、工事費内訳書（様式第1号又は様式第2号）の提出を求めるものとする。ただし、単価入札に係るもの及び業務委託に係るものは除くこととします。

2. 周知

入札参加者への周知は、工事費内訳書の提出を求める工事である旨を入札通知書に明示します。

3. 提出方法

入札参加者は入札時に、工事費内訳書を入札書と併せて提出しなければならない。ただし、再度入札については、工事費内訳書の提出は不要とします。代理人による入札の場合、これまでは工事費内訳書にも代理人の氏名が必要でしたが、これを廃止します。（入札書には代理人の氏名が必要です。）

4. 様式

工事費内訳書は、様式（様式第1号又は様式第2号）に掲げるものを標準様式とします。ただし、次の各号のそれぞれを満たす内容が記載されたものについては、工事費内訳書として提出することができます。

- (1) 入札参加者名及び工事名が記載されていること
- (2) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費が記載されていること
- (3) 工事価格と入札金額が一致していること
- (4) 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していること
- (5) その他下松市より指定された内容が記載されていること

5. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者の入札を無効とします。

- (1) 工事費内訳書の提出のない場合
- (2) 工事費内訳書が複数提出され、当該入札の工事費内訳書が特定できない場合
- (3) 第4条の提出方法によらずに提出された場合
- (4) 工事名の記載のないもの又は相違があり工事の特定ができない場合
- (5) 入札参加者名の記載のないもの又は相違がある場合
- (6) 工事費内訳書の工事価格と各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）の合計金額が一致していない場合
- (7) 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していない場合
- (8) 工事費内訳書の各項目が、第5条により下松市が指定した記載項目を満たしていない場合
- (9) 工事費内訳書の各項目に空欄又は0円と記載のある場合
- (10) 値引きの記載がある場合
- (11) その他工事費内訳書に不適切と思われる記載又は不備がある場合

6. 施行年月日

この要領は、令和7年1月1日から施行します。

以上